

愛川町森林整備計画の変更にあたり、パブリック・コメント手続を実施しない理由について

森林法の一部改正に伴い、平成 28 年 12 月 31 日付けで、市町村森林整備計画の策定指針となる、地域森林計画（神奈川地域森林計画）が変更され、新たに「鳥獣害防止に関する事項」の追加及び「鳥獣害防止森林区域」が設定されたことから、県の計画に則した内容とするために変更するものです。

なお、本計画の変更にあたっては、森林法第 10 条の 5 第 7 項の規定により、縦覧等の手続きが義務付けられていることから、愛川町自治基本条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。